主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。

理 由

被告人本人の上告趣意書は、英語で記載されていて日本語を用いていないから、 裁判所法七四条に違反し不適法である。弁護人松江康司の上告趣意は、憲法三七条 一項、二項違反をいうが、被告人不出頭のまま審理判決をした第一審の措置に違法 はないとした原審の判断は正当であるから、所論は前提を欠き、刑訴法四〇五条の 上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項二号、三号、一八一条一項但書、刑法二一 条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年二月一日

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
亨		山	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正		谷	裁判官